

## 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針  
 (1) 消費税等の会計処理  
 消費税等の会計処理は、税込み方式による。
2. 会計方針の変更  
 該当なし。
3. 基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残額  
 基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残額は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残額
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
周年行事引当資産	0	300,000	0	300,000
小 計	0	300,000	0	300,000
合 計	5,000,000	300,000	0	5,300,000

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳  
 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正 味財産からの 充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
周年行事引当資産	300,000	0	0	300,000
小 計	300,000	0	0	300,000
合 計	5,300,000	0	0	5,300,000

### 法人の財務に関する公益認定基準の適合判定

- A. 収支相償 (基準：公益目的事業の収益が費用を超えないこと)  
 公益経常収益計8,225,366－公益経常費用計11,020,728 = -2,795,362  
 適合している
- B. 公益目的事業比率 (基準：経常費用合計の50%超であること)  
 公益経常費用計11,020,728 ÷ 経常費用合計17,139,328 = 64.3%  
 適合している
- C. 遊休財産額の保有制限 (基準：公益目的事業費相当額以内であること)  
 公益経常費用計11,020,728 > 遊休財産保有額8,507,402  
 控除財産内訳(基本財産 5,000,000)  
 適合している